

公立鳥取環境大学及び公立鳥取環境大学大学院の休学及び復学に関する規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第80号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学（以下「本学」という。）及び公立鳥取環境大学大学院（以下「本大学院」という。）における、公立鳥取環境大学学則（以下「学則」という。）第40条及び公立鳥取環境大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第26条に規定する休学並びに学則第42条及び大学院学則第29条に規定する復学の手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

(休学の手続)

第2条 休学しようとする者又は休学期間を延長しようとする者は、本人及び保証人連署の休学願（別紙様式1）を学長に提出しなければならない。
2 休学しようとする者は、休学前までの授業料をすべて納めていなければならない。

(休学の許可)

第3条 休学は、本学においては教授会、本大学院においては研究科委員会の議を経て学長が許可する。
2 休学を許可したものには、休学許可書（別紙様式2）を交付する。

(復学の手続)

第4条 休学期間中にその理由が消滅し、復学しようとする者は、本人及び保証人連署の復学願（別紙様式3）を学長に提出しなければならない。
2 休学許可期間満了に伴い復学する者は、本人及び保証人連署の復学届（別紙様式4）を学長に提出しなければならない。

(復学の許可)

第5条 復学は、本学においては教授会、本大学院においては研究科委員会の議を経て学長が許可する。
2 第4条第1項により復学を許可した者には、復学許可書（別紙様式5）を交付する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第19号）
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第7号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第32号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第24号）
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

休 学 願

公立鳥取環境大学学長 様

学部・研究科 学科・専攻

学籍番号

氏 名

年 月 日生

私は、下記の理由により 年 月 日から 年 月 日まで休学したいので、許可いただきますようお願いいたします。

記

理 由

※傷病により修学できない場合は診断書を添付すること

年 月 日

本人氏名 ㊟

保証人氏名 ㊟

許可書送付先 〒 ー

別紙様式2（第3条関係）

休 学 許 可 書

学部・研究科	学科・専攻
学籍番号	
氏 名	

上記の者、願い出により下記の期間休学することを許可します。

記

年 月 日 から
年 月 日 まで

年 月 日

公立鳥取環境大学学長

復 学 願

公立鳥取環境大学学長

様

学部・研究科

学科・専攻

学籍番号

氏 名

年 月 日生

私は、 年 月 日から 年 月 日まで休学中ですが、下記の理由により 年 月 日から復学したいので、許可いただきますようお願いします。

記

理 由

年 月 日

本人氏名

㊟

保証人氏名

㊟

許可書送付先 〒 ー

別紙様式4（第4条関係）

復 学 届

公立鳥取環境大学学長 様

学部・研究科 学科・専攻

学籍番号

氏 名

年 月 日生

私は、期間満了により、 年 月 日から復学します。

年 月 日

本人氏名 ㊟

保証人氏名 ㊟

復学後の本人住所 〒 ー

電話番号

携帯番号

※住所・電話番号等は現在と同じでも記入してください。（アパート名も必ず記入のこと）。
まだ、決定していない場合は、決定後学務課にご連絡ください。

別紙様式5（第5条関係）

復 学 許 可 書

学部・研究科	学科・専攻
学籍番号	
氏 名	

上記の者、願い出により 年 月 日から復学することを許可します。

年 月 日

公立鳥取環境大学学長